

個人のお客さま		個人資産管理会社のお客さま
お申込いただける方	・お借入時の年齢が満18歳以上80歳以下の方 ・日本居住の方(外国籍の方もお申込み可) ・上記のお客さままで当行所定の年収・資産・日本居住等の資格要件を満たす方	日本国内に登記されている当行が定める個人資産管理会社
取扱通貨	日本円	
資金使途	さまざまな用途にご利用できます。ただし、以下の用途を除きます。資金使途がわかる資料のご提出が必要です。 ・事業性資金・投機性資金・見積書や請求書、契約書等により資金使途が確認できない資金 ・すでにお支払済みの資金・当行または当行グループ会社の提供する商品への投資・運用 ※当初ご融資時に資金使途に応じた返済計画をお伺いいたします。返済計画は期日到来の都度、変更の有無を確認の上、必要に応じて書類をご提出いただきます。また、定期的に当初資金使途の対象物を確認いたします。	
借入金額	3,000万円以上5億円以下	
借入期間	6ヶ月以上1年以内	
借入金利	適用利率 変動金利(「1か月物円TIBOR」を参照して決定する当行所定の金利による毎月変動型) ※詳しくは「借入金利の算出方法」をご参照ください。 支払方法 1ヶ月ごとの利息後払い方式。返済用預金口座から引き落としさせていただきます。お客様が選択した日の毎月の応当日が返済日となります。	
返済方法	約定返済 1ヶ月ごとの元金均等返済方式または期日一括返済方法。 繰上返済 一部繰上返済、残額一括返済ともに隨時可能(約定返済日の前営業日は一部繰上返済できません)。ただし繰上返済に伴う調達コスト等の実費が発生する場合はお客様のご負担となります。	
適格担保	1) 定期預金(円、外貨) 2) 上場投資信託、不動産投資信託、投資信託 3) 上場普通株式(東証 プライム市場、スタンダード市場、名証 プレミア市場、メイン市場) ※1) 通貨によっては担保の対象にならない場合があります。 1) 2) 担保が外貨建ての場合は、借入可能金額から一定の割合で算出した金額が差し引かれます。 2) 3) 上場普通株式、上場投資信託等を担保とする場合、あらかじめSMBC日興証券の当行担保株式口座を開設する必要があります。 適格担保の範囲および評価の基準は、当行の判断で予告なく変更する場合があります。 詳細条件等は、担当までご照会ください。	
保証人	原則として必要ありません。 ただし、お借入れおよび継続時のご年齢が75歳以上となる際には、必要な場合があります。	原則として個人資産管理会社の代表者および50%以上の株主が連帯保証人となる必要があります。
手数料	借入時事務手数料や繰上返済手数料は不要です。 ただし印紙税等、ご契約にかかる実費はお客様のご負担となります。	
取扱店	当行の部支店(プレスティアにおける部支店)でお取扱いします。 ※詳細については、取扱店窓口またはローン専用ダイヤル 0120-004-847 までお問い合わせください。	
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	
その他参考となる事項	当行所定の審査によりご希望にそいかねる場合があります。また担保価格の変動によってはご融資が制限されることがありますのでご了承ください。 担保としてご提供いただいた金融資産に関する照会は、取扱店にて承ります。 本リーフレットの内容については予告なく変更する場合があります。	

お問合せ・ご相談は取扱店またはお電話で。

0120-004-847

電話受付時間
平日9:00~17:00(土・日・祝休日を除く)2026年2月現在
株式会社SMBC信託銀行 L0227-2602

大切な資産を上手に活用。



証券担保ローン

投資信託や外貨定期預金、株式などの金融資産を担保にお借入れいただけるローンです。ご運用中の投資信託や外貨を売却することなく、ご資金を調達できます。

SMBC信託銀行 証券担保ローンの特長

さまざまな用途にご利用いただけます

たとえば納税資金の一時調達/他金融機関での資産運用/海外不動産の購入などにご利用いただけます。
詳しくは商品概要をご確認ください。

お借入は3,000万円以上最大5億円まで

当行にお預け入れの金融資産を担保にお借入れいただけます。担保として差し入れる金融資産の種類により、お借入の上限が異なります。個人名義でのお借入れだけでなく、個人資産管理会社名義でのお借入れおよび担保のご提供も可能です。

毎月のご返済は元金と利息、または利息のみ

ご返済方法は毎月元金均等返済または期日一括返済のいずれかをご選択できます。お借入期間中の一部繰上返済、全額一括返済は隨時承ります。

借入金利は毎月変動型

借入金利は一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する「1か月物円TIBOR」を参照して決定する、当行所定の毎月変動型です。

借入金利の算出方法

証券担保ローンの借入金利は、当行所定の基準金利に一定の金利を加味した金利が適用されます。



基準金利について

「1か月物円TIBOR」に当行所定の調整値*を加味した利率を基準金利とします。調整値は固定値となり、ご契約期間中に変更されることはありません。算出された利率が0未満の値となる場合は、基準金利は0%とみなします。

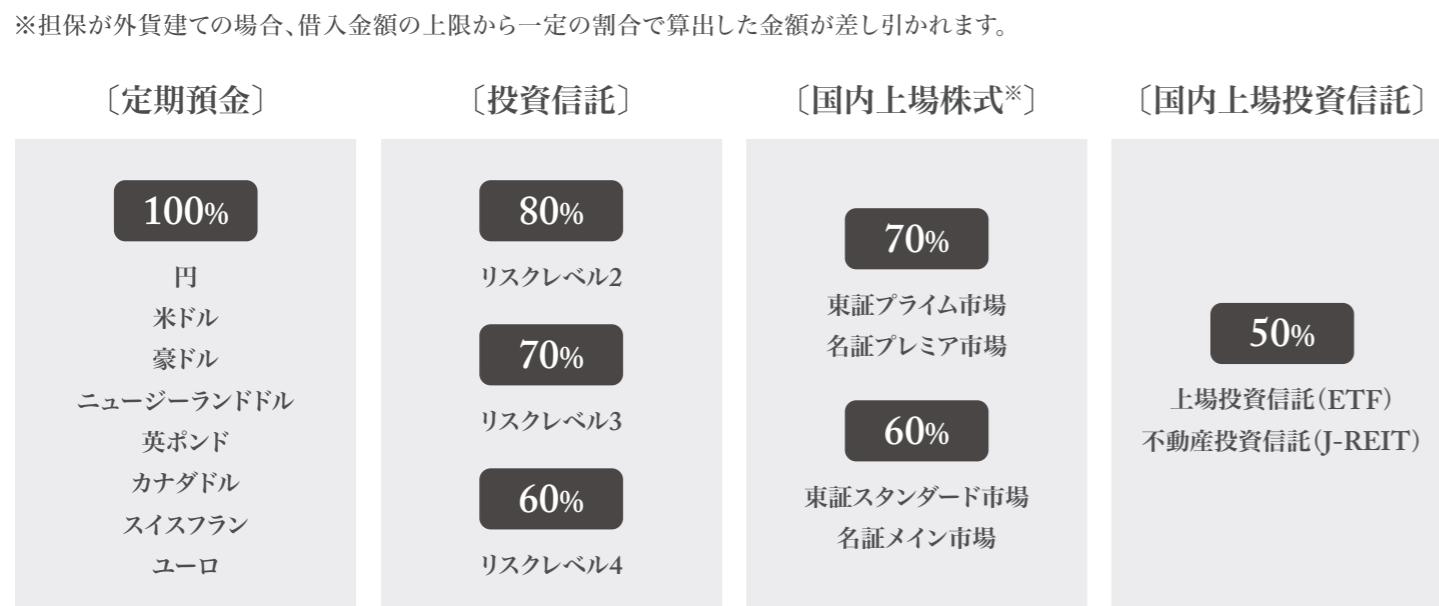
*調整値は2025年4月現在、-0.26%です。

〔ご参考〕TIBORとは

TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate: 東京銀行間取引金利)とは東京の主要銀行間の取引金利で、幅広い金融取引で利用されている金利指標のひとつです。一般社団法人全銀協TIBOR運営機関により算出・公表されており、全銀協TIBOR運営機関ホームページで日々確認いただけます。「1か月物円TIBOR」の他、「3か月物円TIBOR」、「6か月物円TIBOR」、「12か月物円TIBOR」などがあります。

主な適格担保の種類と掛け目(目安)

借入金額の上限は、担保に差し入れる金融商品の評価額に当行所定の掛け目(以下の適格担保別に定めた掛け目)を乗じた金額の一定の割合まで*とします。主な適格担保の種類と掛け目(目安)は以下の通りです。詳細はお問合せください。



*日経225銘柄以外の株式を担保とする場合には、株式担保全体に対する株1銘柄の割合は25%以下とします。

借入金額の上限は、担保の評価額に応じて日々変動します。相場の変動によっては追加で担保をご提供いただくか、一部返済を行っていただく場合があります。詳細は右ページをご覧ください。

担保についての事例

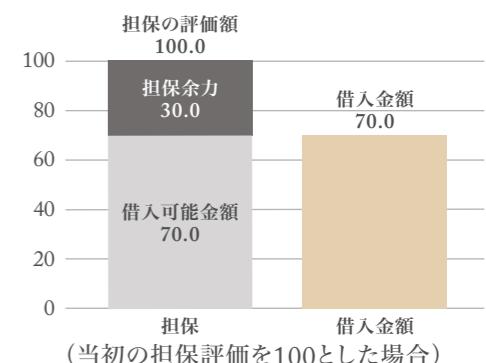
当初融資実行時

借入金額は、借入可能金額(担保に差し入れる金融商品の評価額)に対して所定の掛け目を乗じた金額)を限度とします。

*本事例では、担保掛け目を70%として計算しています。また担保が外貨建ての場合、借入金額の上限から一定の割合で算出した金額が差し引かれますが、本事例では考慮していません。

担保に関する説明には、以下の用語および算式を用います。

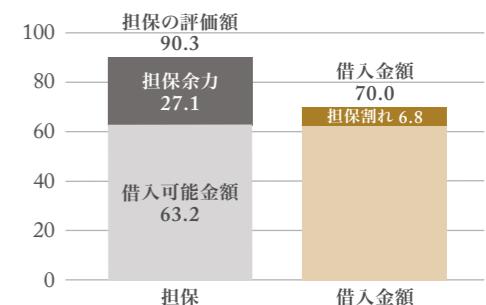
- 担保余力=担保の評価額-借入可能金額
- 担保割れ=借入金額-借入可能金額
- 担保割れ率(%)=担保割れ÷担保余力



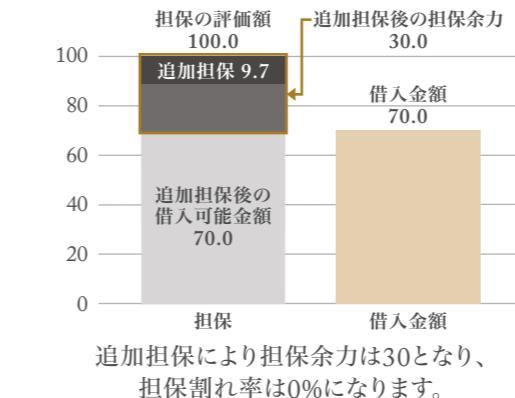
お客様のご対応(追加担保または一部返済)が必要となる場合

相場の変動等により担保評価額が下がり、借入金額が借入可能金額を超えて担保割れ率が25%以上となった場合(右の事例では、担保割れ6.8÷担保余力27.1=担保割れ率25%)

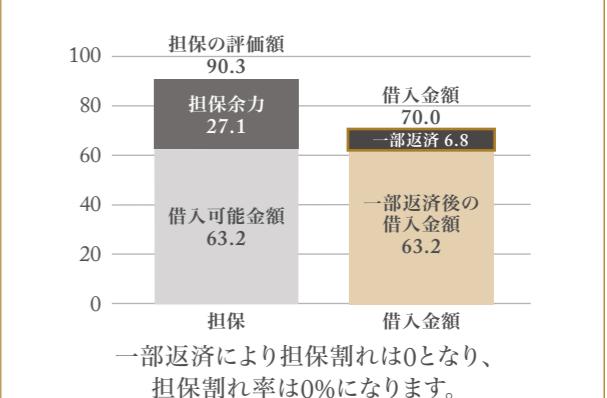
▶ 担保割れ率が0%となるように追加担保を提供いただくか、一部返済を行っていただきます。(以下、対応1・2ご参照)



対応1:追加担保



対応2:一部返済



*ご注意いただきたい点: 7営業日以内に追加担保のご提供または一部返済を行っていただけないときは、当行はいつでも担保の全部または一部を処分のうえ返済に充当するか、返済にかえて取得できるものとします。

当行が担保を処分させていただく場合

追加担保のご提供もしくは一部返済の有無に関わらず、借入金額が借入可能金額を超えて担保割れ率が50%以上になった場合(右の事例では、担保割れ12.4÷担保余力24.8=担保割れ率50%)

▶ 担保割れ率が50%以上になった翌営業日には当行は担保の全部または一部を処分のうえ返済に充当するか、返済にかえて取得できるものとします。

